

全身性障害者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム

教科名	目的	内容
I 講義 12 時間		
1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義 (3 時間)		
(1)障害者総合支援制度とサービス (2 時間)	障害者自立支援制度のサービスの種類、内容、役割を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）福祉の背景と動向 ・障害者自立支援制度とサービスの種類、内容とその役割
(2)移動介護の制度と業務 (1 時間)	移動介護の制度と業務を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・移動介護の制度 ・移動介護従業者の業務
2 身体障がい者居宅介護等に関する講義 (3 時間)		
(3)居宅介護概論 (2 時間)	居宅介護の役割と業務を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護の社会的役割 ・居宅介護の制度と現状 ・居宅介護業務の基本 ・関連機関との連携
(4)居宅介護従業者の職業倫理 (1 時間)	居宅介護に従事する際の職業倫理について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護においてとるべき基本的態度
3 全身性障がい者の疾病、障害等に関する講義 (2 時間)		
(5)重度肢体不自由者（児）における障害の理解 (1 時間)	業務において直面する頻度の高い障害、疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、介助に必要な状態像を把握する	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の原因疾患（脳性まひ、脳血管障害、頸髄損傷など）及び症状の理解 ・肢体不自由者（児）の社会参加 ・移動介助の際の留意点
(6)介助に係わる車いす及び装具等の理解 (1 時間)	移動介助に必要な車いすや装具等について知識を深め、それらの機能を把握する	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの構造と機能 ・電動車いすの構造と機能 ・重度肢体不自由者用の車いすの構造と機能 ・装具や自助具等の機能
4 基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義 (3 時間)		
(7)姿勢保持について (2 時間)	良好な姿勢保持の必要性を理解するとともに、その方法を修得する	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な姿勢の必要性 ・良好な姿勢保持の方法 ・姿勢保持の留意点
(8)コミュニケーションについて (1 時間)	言語障害についての理解を深め、言語障害のある人への接し方を習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・言語障害の種類と特徴 ・言語障害のある人への接し方
(9)事故防止に関する心がけと対策 (1 時間)	事故防止のための方法や事故が起きた時の対応方法を習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止のための移動の留意点 ・事故時の対応 ・安全な食事介助 ・介助者自身のからだの保護

(別紙1)

教科名	目的	内容
5 障害者の心理に関する講義 (1時間)		
(10)障がい者(児)の心理 (1時間)	障がい者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の心理と人間関係・肢体不自由者の心理的特徴
II 演習 (4時間)		
1 車いすでの移動の介護に係る技術に関する講義 (4時間)		
(1)抱きかかえ方及び移乗の方法 (1時間)	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や以上の方法を習得する	<ul style="list-style-type: none">・床と車いす間の移乗・ベッドと車いす間の移乗・2人の介助者で行う場合
(2)車いすの移動介助 (2時間)	車いすでの移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを習得する	<ul style="list-style-type: none">・車いすの取扱い方・車いす移動介助における注意(雨の日)・平地での移動・階段における移動・エレベーター、エスカレーターの利用・乗り物を利用する場合の注意・歩行移動介助方法の留意点
(3)生活行為の介助 (1時間)	外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法を習得する	<ul style="list-style-type: none">・食事の介助方法・衣服着脱の介助方法・排泄の介助方法

(別紙2)

免除科目

- 1 介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合
 - (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス
 - (2) 障害・疾病の理解①
 - (3) 障がい者（児）の心理①

- 2 介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が全身性障害者移動介護従業者養成研修課程を受講する場合
 - (1) 障害者総合支援制度とサービス
 - (2) 居宅介護概論
 - (3) 居宅介護従業者の職業倫理
 - (4) 障がい者（児）の心理

- 3 北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合
 - (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス
 - (2) 同行援護の制度と従業者の業務
 - (3) 障害・疾病の理解①
 - (4) 障がい者（児）の心理①
 - (5) 同行援護の基礎知識
 - (6) 基本技能
 - (7) 応用技能

- 4 現に講師を務める者（所属事業所において、講師を務める課程を受講する場合に限る。）が講師を務める課程において、現に担当している科目